

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	23	所管	文科	法人名	教員研修センター	職員の身分	非国家公務員	
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係職員に対する研修 ・学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助 							
沿革	国(文部省(平13. 1文部科学省))が行ってきた教職員に対する研修等に関する業務を独立行政法人教員研修センターに移管。→平13.4 独立行政法人教員研修センター							
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）							
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)				4	3	4	4 [0] (1)	
常勤役員数				3	1	2	2	
非常勤役員数				1	2	2	2	
常勤職員数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)				41	41	42	42 [0] (10)	
うち間接部門				14	14	14	14	
うち事業部門				27	27	28	28	
非常勤職員数(官庁〇B)(4/1時点)				11 (0)	12 (0)	12 (0)	8 (0)	
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動向)				99.2 (96.5)	99.8 (97.2)	97.1 (96.3)	— (—)	
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動向)				— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
国からの財政支出額の推移(百万円)	予算/決算				決算	決算	決算	当初予算
	一般会計(百万円)				1,407	1,296	1,147	1,140
	うち運営費交付金				1,215	1,123	992	985
	うち施設整備費補助金				192	173	155	155
	うち施設整備以外の補助金・交付金				—	—	—	—
	うち委託費				—	—	—	—
	うち出資金				—	—	—	—
	特別会計(特会名)(百万円)				—	—	—	—
	うち運営費交付金				—	—	—	—
	うち施設整備費補助金				—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金				—	—	—	—
	うち委託費				—	—	—	—
	うち出資金				—	—	—	—
	計				1,407	1,296	1,147	1,140
支出額の推移(百万円)				1,618	1,413	1,227	1,284	
収入額の推移(百万円)				1,568	1,474	1,301	1,284	
国の財政支出/収入額(%)				90%	88%	88%	89%	
財務データ(平成24年度、百万円)	資産合計			5,175	うち流動資産	186		
	負債合計			701	純資産合計	4,474	うち利益剰余金	0.2

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	23	所管	文科	法人名	教員研修センター
-----	----	----	----	-----	----------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
1. 各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	①中期目標で国が行うべき研修を定め、中期計画でその目標を達成するための研修の基本的な内容、成果の指標等、年度計画で各研修の日数、人数等の詳細を定めて実施。 ② ○教育基本法 第9条第2項 (平成18年12月22日法律第102号) ○教育公務員特例法 第21条第1項 (昭和24年1月12日法律第1号) ○第2期教育振興基本計画 (平成25年6月閣議決定) 「国は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うものである。本計画においても、以下の役割を確実に果たすための措置を講じることとする。 ・教育の適正な実施のための支援措置 (指導、助言、援助、教育手法等の開発、研修など)」	1048	合計		1122	-	-
			国費	運営費交付金	813	-	-
				施設整備補助金	155	-	-
			自己収入	宿泊料収入 建物賃付料収入等	153	-	-
2. 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助	①中期目標で各都道府県教育委員会等により充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、指導、助言及び援助を行うことを決定し、中期計画でその具体的な内容を定めて実施。 ② ○教育基本法 第9条第2項 (平成18年12月22日法律第102号) ○教育公務員特例法 第21条第1項 (昭和24年1月12日法律第1号) ○第2期教育振興基本計画 (平成25年6月閣議決定) 「国は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うものである。本計画においても、以下の役割を確実に果たすための措置を講じることとする。 ・教育の適正な実施のための支援措置 (指導、助言、援助、教育手法等の開発、研修など)」	179	合計		179	-	-
			国費	運営費交付金	179	-	-
			自己収入		-	-	-

※各項目毎の単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない。
 ※施設整備補助金、自己収入は分けて記載することができないため、まとめて計上。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） <平成24年度決算合計>

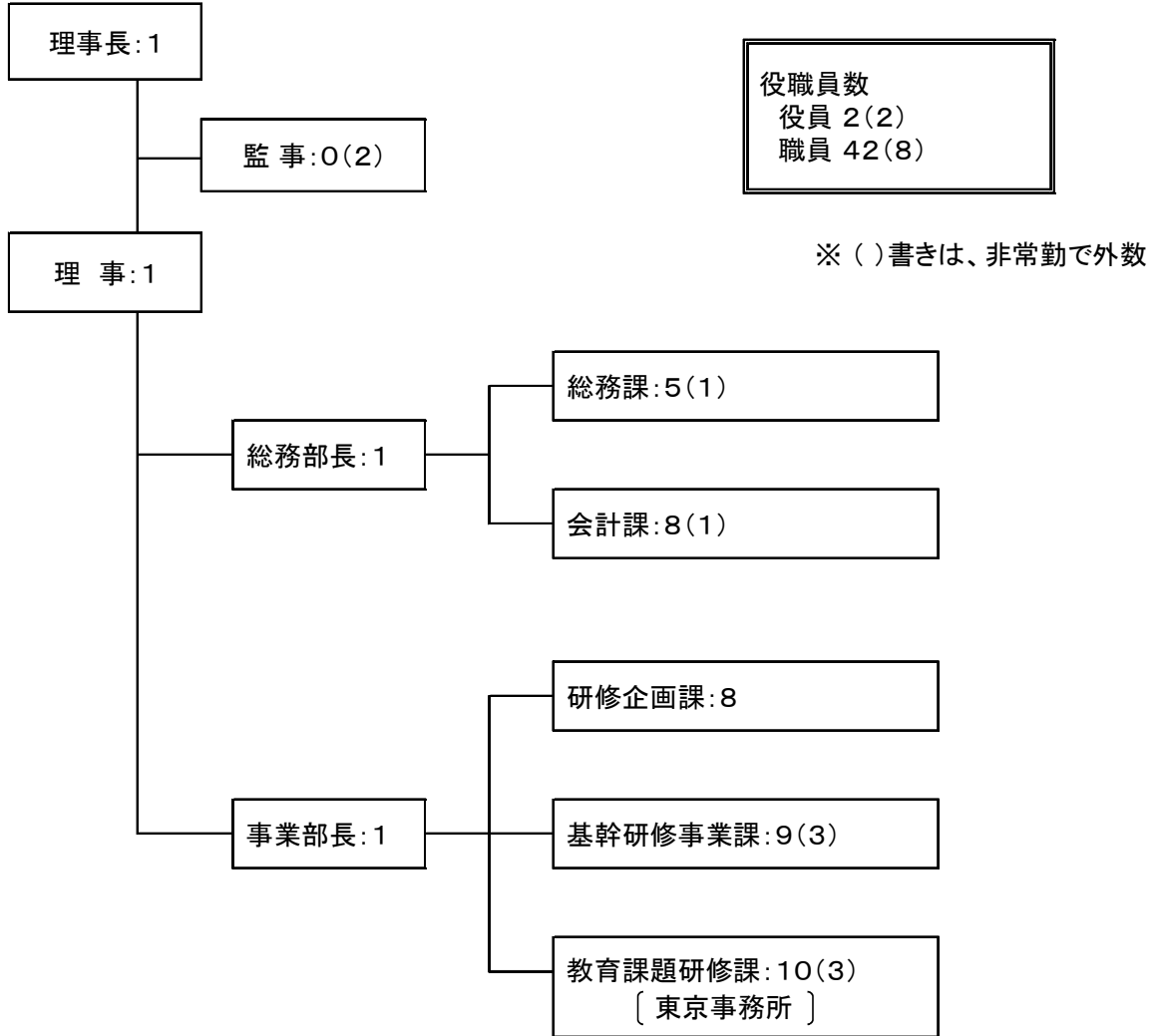
特別会計	法人合計（百万円）	合計	特別会計	特別会計	特別会計
				該当なし	

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	23	所管	文科	法人名	教員研修センター
-----	----	----	----	-----	----------

○組織図及び職員数（平成25年度）

教員研修センターの職員構成（H25.4.1現在）



○所在地

つくば本部・・・茨城県つくば市立原3番地

東京事務所・・・東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター11階

No.	23	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

国は、教育基本法で、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る責務があるとされ、教員については「養成と研修の充実が図られなければならない」（第9条第2項）と規定され、教育公務員特例法では、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（第21条第1項）とされている。

また、第二期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）において、国は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負い、教育の適正な実施のための支援措置として研修等を行うこととされ、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）（平成24年8月28日中央教育審議会）においても、教員研修センターを教員の資質能力向上のナショナルセンターとして機能強化の推進をすることとされている。

さらには、文部科学省の政策目標では「確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」（政策目標2）を定め、その施策目標として「魅力ある優れた教員の養成・確保」（施策目標2-6）を定めており、教員研修センターは学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることとしている。

今日、学校現場では、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、情報通信技術（ICT）の活用をはじめとする様々な課題が急増するとともに、学力の向上や家庭・地域との連携協力の必要性も指摘されており、教育は我が国の将来を左右する重要課題であり、これからは、21世紀を生き抜いていける資質や能力を備えた人材の育成に対応した教育が求められ、それを担う教員の資質向上は不可欠である

これに加えて、今後10年間に、教員全体の3分の1が退職し、大量の新人教員と少数の中堅教員からなる教員集団をまとめていくために、また、我が国の将来を支えていく人材を育てるといふ学校教育の使命を達成するためには、組織的で計画的な教育活動、学校経営が不可欠であり、校長のリーダーシップとマネジメント能力がこれまで以上に求められている。

このような認識の下、教員研修センターは、学校教育関係職員の資質能力向上の取組の中核を担う研修のナショナルセンターとして、校長、副校長・教頭、中堅教員といった学校管理職及び指導的役割を担う教員に対する研修の実施や教育委員会の実施する研修への支援等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施することにより、我が国の教員の資質能力向上に寄与し、子どもたちにより良い教育を提供している。

教員研修センターの平成24年度実績は、年間の研修受講者数は約7,900人、受講者に対するアンケート調査の結果では、研修の有意義率が99.1%であった。また、平成23年度に実施した研修受講者に対するアンケート調査の結果では、研修成果を効果的に活用できている割合が94.5%（学校経営に係る2研修受講者を対象）、各地域で研修講師等としての役割を担っているなど、成果を活用している割合が92.4%（喫緊の課題に係る13研修受講者を対象）となっているなど、教員の資質能力向上に関して多くの成果を上げている。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

【メリット】

- ・理事長のリーダーシップによる迅速な対応（中期目標・計画の範囲において）が可能。
- ・弾力的な予算の執行が可能（複数年契約による経費節減・効率化等）。
- ・独立行政法人は毎事業年度の評価によって業務等の評価の可視性が高い。
- ・事業の質の向上・効率化の推進（第三者による客観的な評価）。

【デメリット】

・毎年、効率化などにより経費が削減されており、国として真に必要な研修の実施が困難になることが、今後、懸念される。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	0095	独立行政法人教員研修センター運営費交付金に必要な経費
文部科学省	0096	独立行政法人教員研修センター施設整備に必要な経費

No.	23	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務		※100万円以下の契約は除く	
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
光熱水費、通信料等	ガス、上下水道及び電気の供給、インターネット接続	54,014,770	筑波学園ガス株式会社他4件
事務用システム賃貸借契約等	情報システム、複合機等の賃貸借、保守・点検等	24,283,360	日本電子計算機株式会社他3件
労働派遣業務	センター補助業務における派遣労働者	3,588,475	株式会社セキショウキャリアプラス他1件
土地賃貸借契約更新・土地譲渡契約	つくば本部用地の未購入部分の賃貸借、つくば本部用地の24年度購入分	175,353,330	独立行政法人都市再生機構
施設の維持管理・運營業務	建物維持管理業務及び宿泊・研修施設管理運營業務	79,173,268	国際ビルサービス株式会社
外部監査業務	会計監査業務	2,640,000	新日本有限責任監査法人
備品購入	プロジェクターの購入	1,104,180	関東商事株式会社ビジネスソリューション部つくば支店
②①以外の業務		※100万円以下の契約は除く	
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
「eラーニングによる事前学習動画教材」作成業務	eラーニングによる事前学習用動画教材の作成業務	1,164,240	NECラーニング株式会社
平成24年度実施研修における「学校組織マネジメント研修」、「リスクマネジメント研修」及び「学校経営の改善に活かす技法」	研修講義・演習（全17回）	24,025,019	学校法人産業能率大学他4件
平成24年度「英語教育海外派遣研修」及び「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」派遣業務	英語教育海外派遣研修（アメリカ：デンバー大学、イギリス：エクセター大学、バーミンガム大学）への派遣業務、教育課題研修指導者海外派遣プログラム（全17団）の派遣業務	116,571,883	株式会社JTB法人東京 他19件
「教員研修モデルカリキュラム開発」に関する業務	大学と教育委員会の連携・協働による研修カリキュラム開発事業（大学委嘱事業）等の委嘱	52,409,356	国立大学法人上越教育大学他17件
研修会場借上げ	地方開催研修会場借上げ	15,347,445	株式会社新梅田研修センター他3件

No.	23	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	
	（該当なし）
② これに対する現時点での考え方	
	（該当なし）
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	
	○ 学校教育関係職員に対して、国による実施が必要不可欠な研修を行う等の事業は、国の判断と責任の下で実施すべき業務である。更なる教員の資質能力の向上は国の重要課題であることから、必要な定員・予算を確保した上で、本法人の機能を一体として国に移管するとともに、併せてその機能強化を図る。
② これに対する現時点での考え方	
	○ 教員研修センターは、国全体の行政改革の推進の観点から、平成13年度からの独立行政法人制度の創設に伴い、文部科学省各局各課が行っていた教員研修をアウトソーシング（文部科学省から予算及び定員を外部化）し、一元的、総合的に実施するため設立されたものである。 平成13年度の設立以来、教員研修センターは第一期～四期中期目標・中期計画策定の際に、研修事業をできるだけ精選するとともに、新たな研修を行う際にはスクラップ・アンド・ビルドにより行うなど、教育委員会や民間企業等では担い得ない国として真に必要な研修に厳選し、絶えず見直しを行ってきた。もし、文部科学省が教員研修センターの業務を直轄で実施する場合、元々国が実施してきた研修を真に国として必要なものに厳選し実施している現状から、これ以上規模を縮小することは困難であり、これを維持するには、文部科学省の予算及び定員を増やすことが必要になるが、このことは、国全体の行政改革の推進の観点等から問題である。 上記理由及び教員研修センターは独法組織見直しの閣議決定（平成24年1月20日）が凍結（平成25年度予算編成の基本方針（平成25年1月24日閣議決定））されたことを受け、引き続き業務運営の効率性、自律性及び質の向上を追求しつつ、今後も独立行政法人として業務を実施する。
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	
	（該当なし）
② 対応状況	
	（該当なし）

No.	23	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

学校教育関係職員に対して、国による実施が必要不可欠な研修を行う等の事業は、国の判断と責任の下で実施すべき業務であるため、引き続き、独立行政法人として効果的・効率的に研修を実施するとともに、研修事業の精選や合理化を図る。また、安倍内閣における教育再生実行本部の提言及び、中央教育審議会答申（平成24年8月28日）の内容を踏まえ、教員の資質向上のナショナルセンターとして機能強化を推進するための検討を行うこととしている。

なお、廃止することの可否及び地方公共団体による実施の可否については、以下理由により困難である。

(廃止することの可否、廃止した場合に国民生活に与える影響)

国は、教育基本法で、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る責務があるとされている。

教員研修センターは、全国の公教育を担う中核的・指導的な人材育成のための研修を実施しており、これらの研修が廃止された場合、継続的・安定的な指導者研修の場が失われることになる。その結果、国の教育施策が現場に徹底しない、喫緊の教育課題（例えば、東日本大震災を受けて防災教育に関する指導者養成や、いじめの問題に関する指導者養成等）への取組の差が生じる、指導人材の希薄化により地方公共団体が実施する研修の質が低下する、といった問題が起きることとなり、ひいては、学校教育の機会均等の保障と国民の教育水準の維持という国としての責務を果たすことができなくなる。このため、廃止することはできない。

(地方公共団体による実施)

教員研修センターの行う研修は、地域の中心的なリーダーや研修講師等の指導者養成を目的として国の責務で行っているものであり、地方公共団体はこれらの研修を受講した者を講師・指導者として活用し、研修を行っている。教員研修はこうした国と地方公共団体の役割分担のもと実施しており、引き続き国が責任をもって行うべき事業であると考えている。

また、研修内容等は教育施策の策定にかかわった有識者、第一線の専門家等によるものであり、同様の研修を全地方公共団体で開催することは、講師の量的質的確保、財政負担増等の面から不可能である。

No.	23	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—